

サービス利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意をして頂きたいことを説明するものです。

当事業所では、契約者に対して地域活動支援センターとしてのサービスを提供いたします。サービスの利用は、原則として当事業所の利用契約をされた方を対象としております。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 ふれあい共生会
所在地	大阪市東住吉区矢田3-16-8
電話番号	06-6699-1900
代表者氏名	理事長 川嶋 初音
設立年月日	1994年11月10日

2. サービス提供事業所

事業所の種類	地域活動支援センター（生活支援型）
事業所の名称	地域活動支援センター もくれん
事業所の所在地	大阪市東住吉区矢田6-8-7
事業所の電話等	TEL 06-6609-8500 FAX 06-6608-1922
施設長氏名	道田 悟
開設年月日	2006年10月1日

3. 利用日時

当事業所の運営日は次の通りです。

	地域活動支援事業	相談支援事業
利用日	月曜日～火曜日・木曜日～土曜日	月曜日～火曜日・木曜日～土曜日
利用時間	午前10時～午後5時	午前9時30分～午後5時30分 (電話受付：午後10時～午後5時)
休業日	水曜日、日曜日、年末年始12/30～1/3	水曜日、日曜日、年末年始12/30～1/3

4. 職員しよくいんの配置はいち

職 種 しよくしゆ	常 勤 じやうきん	非常勤 ひじやうきん
施設長	1	
相談員 そうだんいん	4	
生活指導員 せいかつしどういん		2
その他 ほか		

5. 構造及び設備こうぞうおよ

当事業所では、次の各号に定める部屋及び設備せつびを設けています。

- ① 静養室兼談話室せいやうしつけんだんわしつ、相談室そうだんしつ、食堂ちいきこうりゅうしつ、地域交流室さぎやうしつけんかいぎしつ、作業室兼会議室さぎやうしつけんかいぎしつ、調理室
- ② 便所べんじよ、洗面所せんめんじよ
- ③ 事務室じむしつ
- ④ 消火設備しょうか、その他非常災害に備える必要な設備ほかひじやうさいがい そな ひつよう
- ⑤ その他、事業に必要な設備た じぎやう ひつよう

6. 施設・設備しせつ・せつびご利用上の注意事項りようじょう ちゆういじこう

当事業所において、施設・設備しせつ・せつびをご利用頂くにあたっては、契約者の方皆様にご利用いただきますので、以下に記載された当事業所利用規約りようきぎやくを守り、安全に、かつ気持ち良くご利用ください。利用規約に違反する場合は当施設の利用を禁止します。

利用規約りようきぎやく

- (1) 常に社会人として自覚と責任を持ち、それに伴った行動をとりましょう。
- (2) 施設・設備しせつ・せつびの利用、備品の貸し出しは申請により行います。所定の申請書で申請して下さい。故意による備品の紛失・破損等の場合は弁償していただくことがあります。
- (3) 次の禁止事項を厳守してください。
 - ① 施設内での飲酒、アルコールの持ち込み、酒気帯びの来所。
 - ② 他の利用者やスタッフ等への暴力的や脅迫的な言動。
 - ③ 暴力や破壊的な行為。
 - ④ 他の利用者やスタッフ等へのハラスメント的な行為。
 - ⑤ 施設内での賭け事。
 - ⑥ 宗教活動や選挙活動。
 - ⑦ 周辺地域や他の利用者に対する迷惑行為等。
- (4) 利用者間での金銭、薬、物品の貸し借りはトラブルの原因になります。絶対に行わないようにお願いします。
- (5) 私物や、貴重品等は個人の責任で管理してください。紛失や、破損等については、当法人は責任を負いかねます。

- (6) 登録後、1年以上利用やご連絡がない場合は、登録を取り消しさせていただきます。再度ご利用を希望される場合は、再登録（再契約）が必要となります。
- (7) 新規利用の方は主治医の意見書等、必要な書類が整った後本契約となります。原則として、契約締結後より利用開始とさせていただきます。

7. 事業目的

地域活動支援センターもくれんの運営は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、創作的活動又は生産的活動の提供、社会との交流の促進をはじめ、相談支援事業や福祉及び地域の社会資源との連携のための調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行なうことにより、障害者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ることを目指します。

8. 事業内容

この事業の内容は次の各号に掲げるものです。

(1) 地域活動支援事業（基礎的事業）

創作的活動、生産活動、地域交流の提供等、地域の実情に応じた支援を行ないます。

(2) 相談支援事業

○ 障害者相談支援事業

専門相談員、指導員等による障害者または、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供、及び助言等を行ないます。内容は以下の通りです。

- ① 福祉サービスの利用援助に関する業務
- ② 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ④ ビューティシアンに関する業務
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関する業務
- ⑥ 専門機関の紹介に関する業務

○ 住居入居等支援事業

賃貸契約による公営住宅又は、民間住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害者等（グループホーム又はケアホームを利用する者を除く）に対し、入居に必要な調整を行うものとして次に掲げる業務を行ないます。

- ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援
- ② 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等
- ③ 利用者の生活上の課題に応じ、関係機関との調整

○ 専門相談員による相談支援強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応や、医療・福祉及び地域の社会資源との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発を行ないます。

○ 地域生活移行支援推進事業

病状が安定しているにも関わらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、各種相談等を行い、退院意欲を高め、本人の意向により、障がい者自立支援給付制度の地域移行支援の申請ができるよう支援を行ないます。

9. サービス実施の記録について

- (1) 当事業所では、各契約者の利用日時・相談内容・利用の方法・受付担当者等の記録を行います。記録内容に関しては、サービス利用終了時より5年間保存します。
- (2) 契約者の記録や情報について、関係法令に基づいて適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は契約者の負担となります。）

10. 利用者負担

当事業所の利用料は無料です。但し、飲食費や外出等の実費については自己負担です。

11. 苦情解決

当事業所では、提供したサービスに関する契約者*等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置する等の必要な処置を講じています。

- ① 苦情受付担当者 馬場園 恵理子
- ② 苦情解決責任者 羽室 剛

○ 第三者委員会

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。契約者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。
（第三者委員） 普門 大輔

○ 行政機関その他苦情受付機関

おおさかふしやかいふくしきょうぎかいいうんえいてきせいかいいんかい 大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地 TEL (06) 6191-3130
おおさかし けんこう せん だ - 大阪市こころの健康センター	所在地 TEL (06) 6622-8520

12. 非常災害対策

当事業所では、非常災害に対する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行っております。

13. 損害賠償について

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。当事業所は、損害保険に加入しています。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

14. 勤務体制の確保

当事業所では、契約者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めております。

15. 秘密の保持

当事業所では、正当な理由がなく、この業務上知り得た契約者又は、その家族等の秘密を漏らさないようにします。

職員が、他の事業者等に対して、契約者等に関する情報を提供する際には、予め文書により契約者等の同意を得ます。

16. 虐待の防止について

当事業所では、関係法令に基づいて、契約者に対する権利侵害をエスカレートさせない等、虐待を未然に防止すること、虐待を早期に発見して迅速な対応を図ること、再発防止の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行うこと等、障害者(児)虐待の防止に取り組んでいます。

17.差別解消^{きべつかいしょう}について

「障^{しょう}がい^{がい}を理由^{りゆう}とする不当^{ふとう}な差別的^{さべつてきとりあつかい}取扱い^{あつかい}」や「合理的^{ごうりてきはいりよ}配慮^{ふていきよう}の不^ふ提供^{ていきよう}」を感じ^{かん}た^{した}ときは、
ご相談^{そうだん}ください。

ねん がつ ひ
年 月 日

ちいきかつどうしえんせんたーのサービス提供の開始に際して、本書面に基づき重要事項の説明
おこないました。

じぎょうしょめい ちいきかつどうしえんせんたー
事業所名 地域活動支援センターもくれん

せつめいしゅ しょくめい いん
説明者 職名 印

わたしは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域活動支援センターの
サービスの提供開始に同意しました。

けいやくしゅ じゅうしょ
契約者 住所

しめい いん
氏名 印

しよめいだいにん じゅうしょ
署名代理人 住所

しめい いん
氏名 印